

## 令和 6 年南海トラフ地震臨時情報を受けた対応と今後の取り組み

宮崎県 危機管理局 危機管理課

### 1 はじめに

九州南部に位置し沿岸部が太平洋に面する本県は、温暖な気候と温かな人々に恵まれた「日本のひなた」を自負しています。そして、宮崎牛や焼酎、様々な農畜水産物といった「食」、プロ野球や Jリーグなどの「スポーツ」キャンプの聖地、美しい山々や海岸線といった「自然」やスギ丸太生産量日本一を誇る豊かな「森林」、各地の神楽や「神話」などなど、「ひなた」によって生まれ、受け継がれてきた様々な資源や魅力を有しています。近い将来、高い確率で発生すると予測されている南海トラフ地震では、102 万の県民はもとより、これらの本県の様々な資源も大きな影響を受けることとなります。

表 1 【津波浸水想定(令和 7 年 8 月更新)】

市町名	最大津波高 (m)	浸水面積 (ha)	最短到達時間 (分)
延岡市	14	3,110	17
門川町	12	670	16
日向市	15	2,050	17
都農町	14	340	20
川南町	14	210	20
高鍋町	11	660	20
新富町	10	590	21
宮崎市	16	3,940	18
日南市	14	1,260	14
串間市	17	1,190	15

具体的には、本県独自の被害想定において、県内全 26 市町村で震度 6 以上、特に、沿岸部全ての 10 市町を含む 13 市町で最大震度が 7 となる予測です。また、県内沿岸 10 市町の全域において、平野部を中心に広く津波浸水の影響を受けることとなり、最大津波高は串間市の 17 メートル、最短到達時間は日南市の 14 分となっています(表 1)。そして、これらの地震・津波等により、最悪の場合、死者約 1 万 5 千人、建物被害約 8 万棟、避難者約 37 万人といった被害が出るのが想定されています。

そのため、あらゆる主体が、相互に連携しながら、防災・減災の取り組みを着実に進めていくことが本県の喫緊の課題であり、県としても、ハード・ソフトの両面において様々な施策を展開しているところです。

また、全市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定され、そのうち、沿岸 10 市町は「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」にも指定されていることから、南海トラフ地震臨時情報(以後、「臨時情報」と略す)が発表された際には、県内全域において対応が必要となります。

### 2 令和 6 年 8 月 8 日発災から臨時情報発令期間中の対応

今から約 1 年前となる令和 6 年 8 月 8 日 16 時 42 分に、日向灘沖を震源とするマグニチュード 7.1 の地震が発生し、県内では最大震度 6 弱が観測され、16 時 44 分には津波注意

報も発表されました。死者はいなかったものの10名の負傷者が発生し、ピーク時には県内66箇所の避難所に124名が避難しました。また、県有施設を含む多くの建物・構造物などでひび割れや一部破損等の被害が出たほか、スポーツ合宿の中止やホテル等のキャンセルが相次ぎ、県の観光・経済にも大きな影響を与えることとなりました。そして、この災害において、「臨時情報（巨大地震注意）」が制度構築後初めて発表されました。

本県においては、発災後すぐに県の災害対策本部を立ち上げ、まずは実際の災害対応体制を構築し、震度の確認や津波注意報の発表などを踏まえ必要な情報収集等を行いました。その後、「臨時情報（調査中）」、そして「臨時情報（巨大地震注意）」が発表され、実際の災害対応と並行して、臨時情報対応も求められることとなりました。この点が、県民の受け止め方も含め、「実災害は起こっていないが、臨時情報に関する注意を呼びかける」必要のあった他の都府県との違いであったかと思えます。



写真1 【知事メッセージの発信】

臨時情報が発表されている期間中、県としては以下の取り組みを実施いたしました。

(1) 県ホームページやSNS等を活用した情報提供や呼びかけ…臨時情報の仕組みや県民への行動を呼びかける知事メッセージの発信（日常生活を維持しながら日頃からの地震への備えの再確認、揺れを感じたらすぐ避難できる準備を行うこと）、とるべき行動のチェックリストの提供など

(2) 宮崎地方気象台と連携した市町村向けWeb説明会

(3) 相談窓口等の設置…臨時情報に関する県民・中小企業向けの電話相談窓口や外国人向けの災害時多言語支援センターの設置

この期間中、臨時情報の発表を受けて「花火大会を中止にした」などの事例はありましたが、県内の様々な主体による対応が「実災害を受けての対応」か「臨時情報の影響」か、区別しづらい面もありました。

### 3 臨時情報終了後の取り組み

臨時情報終了（8月15日17時00分）後以降についても、平時からの周知・広報の強化や各主体における防災対応検討の推進のため、以下の取り組みを実施いたしました。

(1) 県ホームページの更新…臨時情報に係る基礎知識（仕組み・取るべき行動など）や南海トラフ地震防災対策計画（事業者向け）など

(2) 防災士向けセミナーの開催

(3) 啓発チラシ作成…新規作成及び既存の啓発資材についても臨時情報に関する記載を充実

(4) 県庁内向け勉強会…臨時情報に関する基本的認識の共有

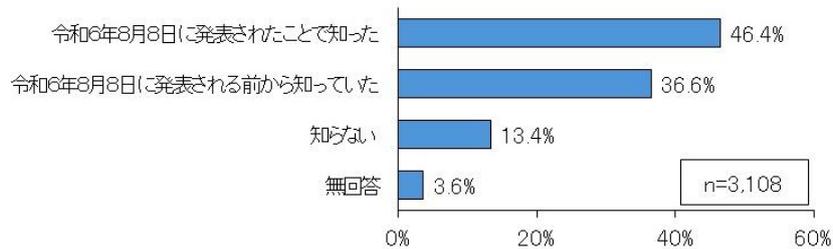
(5) 沿岸市町と内陸部市町村とに分けて研修会を実施…沿岸市町の場合は、臨時情報発表時の対応や課題等（避難指示の発令や事前避難対象地域の考え方など）についての意見交換を実施し（事前に対応状況や課題等について調査を実施し、そのとりまとめ結果も共有）、内陸部市町村の場合は臨時情報を想定したワークショップを実施。

特に、沿岸市町の意見交換や事前の調査では、臨時情報についての理解や認識、実際の対応などについては市町によって様々であり、啓発等を行う行政側においても、まだまだ臨時情報に関する理解が不足していることが浮き彫りになりました。

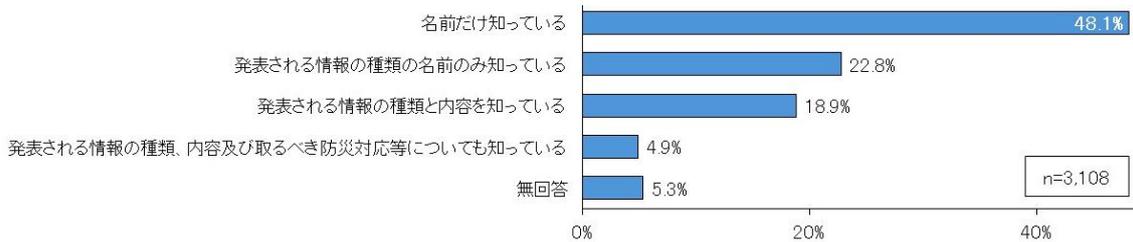
#### 4 津波避難等に関する県民意識調査について

昨年12月から今年1月にかけて沿岸10市町の県民を対象に津波避難意識調査を実施いたしました。これはもともと県としての被害想定の見直しに向けた基礎資料として実施を検討していたものでしたが、8月の地震を踏まえ、設問内容を見直した上で実施いたしました。このうち、臨時情報に関する項目を抜粋して紹介します。

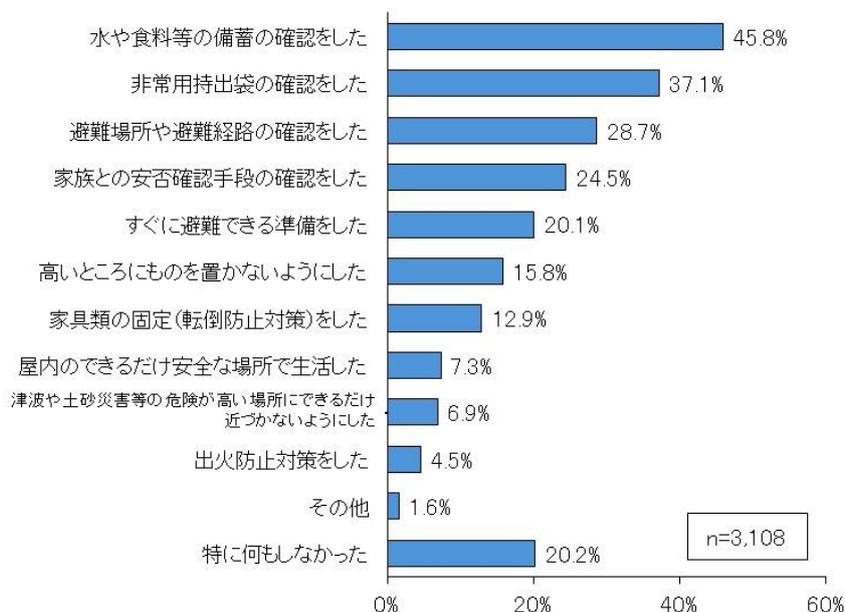
##### 【問】あなたは、南海トラフ地震臨時情報について知っていますか？



##### 【問】あなたは、南海トラフ地震臨時情報についてどの程度知っていますか？



**【問】あなたは、令和6年8月8日に発表された南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を受けてどのような行動をとりましたか？（複数回答可）**



まず、そもそもの臨時情報の認知度についてですが、昨年8月の地震を契機に知った方が46.4%、それより以前から知っていた方が36.6%となっています。

次に、臨時情報の理解度については、名前だけ知っている方が48.1%となっており、その内容まで理解されている方は23.8%となっています。

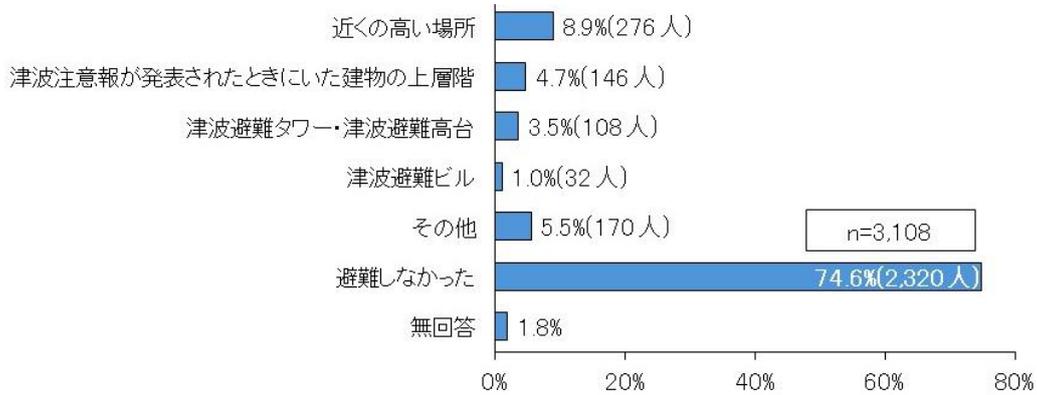
実際の臨時情報が発表された後の調査であることから、認知度はある程度高い数字となっているものの、理解度についてはまだまだ十分とは言えない数字であると感じているところ です。

最後に、臨時情報（巨大地震注意）発表時の実際の行動についてです。「水や食料等の備蓄の確認をした」が45.8%、「非常用持出袋の確認をした」が37.1%などとなっている一方で、20.2%の方が「特に何もなかった」と答えています。

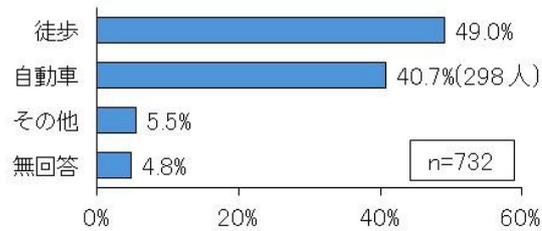
県も含め、様々な媒体・主体において、臨時情報発表期間中、日頃からの地震の備えの再確認といった取るべき行動について呼びかけが行われていた状況ではありましたが、具体的な行動変容に結びつかなかったケースもあるということになります。

ここで、同調査において8月の地震当日の行動についても集計を行ったので、参考までに紹介します。

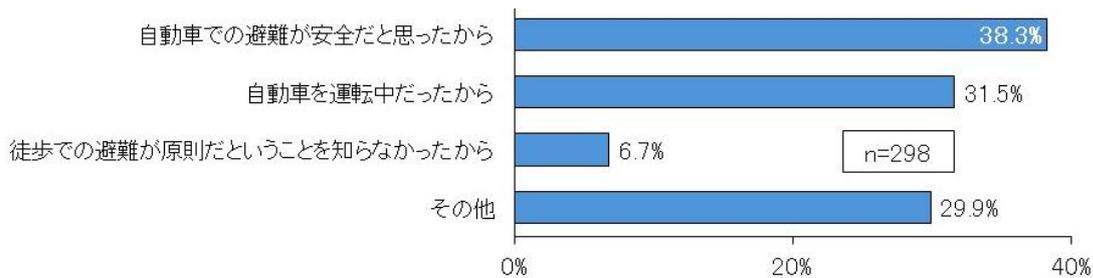
**【問】あなたは、令和6年8月8日に日向灘の地震に伴い津波注意報発表されたとき、どこに避難しましたか？**



**【問】(上記で「避難した」方に対し) あなたはどの手段で避難しましたか？**

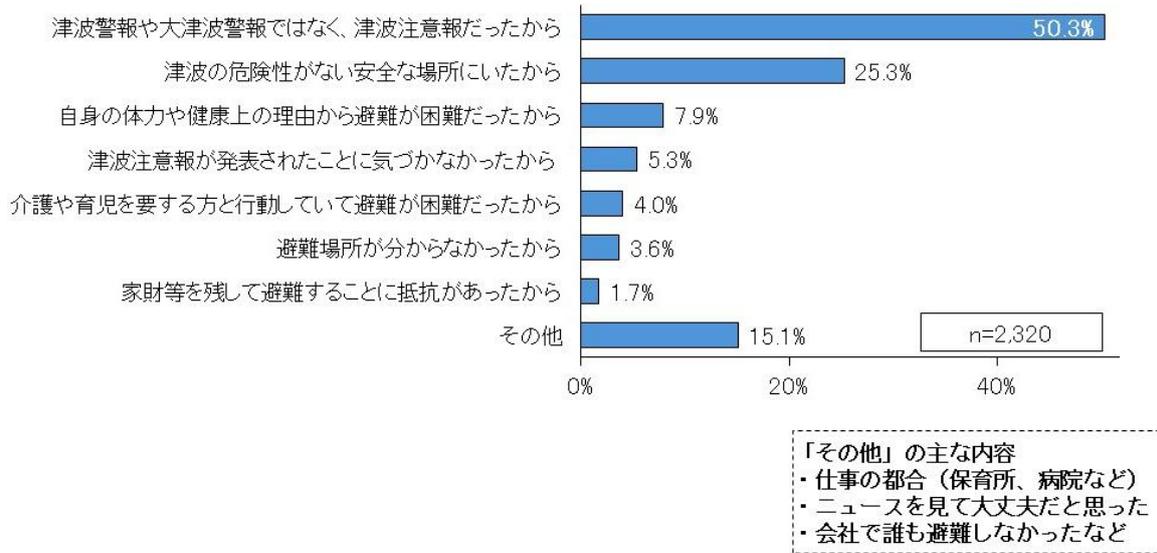


**【問】(避難手段を「自動車」と答えた方に対し)あなたが自動車で避難した理由は何ですか？(複数回答可)**



「その他」の主な内容  
 ・自動車の方が徒歩より早く避難できるから  
 ・要支援者がいたから(介護、育児中)など

【問】（「避難しなかった」と答えた方に対し）あなたが避難しなかった理由は何ですか？



避難の状況については、どこかしらに避難した方が23.6%、避難しなかった方が74.6%でした。この避難した方のうち、40.7%は「自動車」で避難したと答えており、その理由としては、「安全だと思ったから」「運転中だったから」がそれぞれ3割以上を占めています。一方で、避難しなかった方の理由については、「津波警報や大津波警報ではなく、津波注意報だったから」が約半数、「安全な場所にいたから」が約4分の1、などとなっています。

5 臨時情報発表時に求められる「バランス」

実際の災害対応・臨時情報対応やその後の意見交換等を経て、臨時情報発表時には二つのバランスの問題があると感じています。

一つ目は、「災害対応」と「臨時情報対応」のバランスです。繰り返しになりますが、昨年の地震においては、本県は実際に「被災」した状況にあったことから、どちらかといえば災害対応に重きを置いていたと言えます。臨時情報（巨大地震注意）の場合、一部割れケースなのかゆっくりすべりケースなのか、そして、震源の位置や規模の程度により、被災の状況＝災害対応の比重が変わってくるようになります。また、臨時情報（巨大地震警戒）の場合、東側の半割れか西側の半割れかで状況は大きく異なるはずです。一口に臨時情報と言っても、その時々で実際の災害対応とのバランスを見ながら、対応を検討し実施していくことが求められます。

二つ目は、「日常（平時）」と「非日常（非常時）」のバランスです。臨時情報が発表された際、先に発生した災害の状況によっては、全く被災等がない中で、必要な防災対応を県民や企業等に呼びかけることとなります。そうすると、いつもよりも大きな災害が発生する可能性が高まっている一方で、基本的には、災害発生時にすぐに避難等の行動がとれる

備えをした上で、社会経済活動（日常生活）を継続していくこととなります。特に、臨時情報（巨大地震警戒）の場合、市町村が避難指示を出す可能性もありますが、そうなると、事前避難先で日常生活を継続することとなります。その前提で考えたとき、行政としてどこまでその日常生活を保障することができるのか。非常に悩ましい課題だと捉えています。

## 6 今後について

最後に、臨時情報に関係する今後の取り組みや期待等について、いくつか触れさせていただきます。

### （1）被害想定や各種計画等の見直し

本稿冒頭でも、本県独自の被害想定について触れたところですが、令和 7 年 3 月に公表された国の被害想定の見直しを踏まえ、県独自の被害想定の見直し作業を現在進めているところです。津波浸水想定の見直しは先行して取り組んでおり（令和 7 年 8 月公表済み）、今後、地震動等の見直しを踏まえ、人的被害や建物被害といった被害想定全体の見直しを行います（令和 7 年度中に結果公表予定）。

また、昨年の臨時情報発表を受けての防災対応に関する検証と改善方策のとりまとめ（令和 6 年 12 月）や防災対応事例集（令和 7 年 6 月）が国において公表されているほか、7 月には「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、8 月には「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」の改定も行われたことから、これらの内容を正しく理解し、県の各種計画や取り組み内容等に適切に反映していきたいと考えています。

### （2）N－n e t への期待

国立研究開発法人防災科学技術研究所が整備を進めてきた「南海トラフ海底地震津波観測網（N－n e t）」が令和 7 年 6 月に完成し、既に運用が始まっています。これにより、太平洋沿岸における地震津波観測網の空白地帯が解消され、これまでよりも地震波や津波を直接検知するまでの時間が短縮されることで（地震の場合は最大約 20 秒、津波の場合は最大約 20 分短縮）、1 分・1 秒でも、早く・より正確な情報発信がなされ、県民の皆様はもとより本県を訪れている観光客の皆様を含め、1 人でも多くの人命が助かることに繋がるものと期待しています。

### （3）啓発の継続

行政側がどのような取り組みを進めたとしても、より早い・正確な情報発信がなされるようになったとしても、実際の避難行動を取ることになる 1 人 1 人がそのメッセージをどのように受け止め、どのように行動するかによって、被害を抑えることができるかどうかが変わってきます。

今後も、県民や企業等に対して、臨時情報発表時に「正しく恐れる」ために正確な知識

や行動等について分かりやすく啓発を行い、県民の避難意識の向上につながる取り組みを継続していくことが、私たち行政側に課せられた責務だと考えています。

未曾有の大災害や、いまだ経験したことのない臨時情報（巨大地震警戒）対応は、いつ起こるか分かりません。だからこそ、「常在危機」の意識のもと、様々な主体による日頃からの災害への備えを地道に積み重ねていくことが重要です。本県では、今後とも、市町村や関係機関と意見交換しながら、1人でも多くの方の命を守り、繋げていく取り組みを進めてまいります。